

岩手県監査委員告示第44号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第21号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年10月8日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県食肉衛生検査所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成21年12月9日
 - (2) 本監査実施日 平成22年2月9日
- 3 監査結果の公表の日 平成22年4月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
役務費の支出に当たり、契約担当者の決裁を経ずに契約するとともに、履行確認後相当期間経過したにもかかわらず支出されていないものが2件、50,775円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	役務費については、平成21年12月11日に盛岡地方振興局企画総務部の決裁を経て平成21年12月16日に支出済である。 再発防止策として、情報ネットワークの共有フォルダに予算執行状況一覧表を貼付し、所長以下関係職員が常に執行状況を確認することとする。また、会計事務自己点検では、各帳票を突合して確認し、事務処理の遅延防止を図るものとする。